

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則 三九六
- 告示 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三九七
- 道路の区域を変更する件三件 三九七
- 道路の供用を開始する件二件 三九七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三九八
- 公告 一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件 四〇一
- 福島県選挙管理委員会 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があつた件三件 四〇二
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件 四〇二
- 正誤 平成二十二年十一月二十六日付け定例第二千二百三十六号中 四〇三

規 則

福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十八号

福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則

福島県指定難病審査会規則（平成二十六年福島県規則第九十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条中「二十八人」を「三十二人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第二条第二項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

（健康増進課）

告 示

福島県告示第四百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	須賀川市保土原字寺作 田八三番五地先から 岩瀬郡天栄村大字高林 字芋畑八二番六地先ま	変更前 変更後	七・五 四二・四	三三〇・〇 三三〇・〇

で

四二・四

(道路計画課)

福島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下松 本鏡石停 車場線	岩瀬郡天栄村大字飯豊 字姥子壇六番一四地 先から 須賀川市保土原字寺作 田二〇八番二地先まで	変更前 変更後	九・〇 四三・二	四〇〇・〇 四〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	いわき市小川町上平字 前田二三番一地先から 同 市小川町上平字 以後内三八番一〇地先	変更前 変更後	A 一一・〇 四一・八	六五四・六

まで いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 同 市小川町上小川 字石柄平四三番地先ま で	変更後	B 一一・〇〇 八五・七	二六・二〇六・〇
いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 同 市小川町上小川 字石柄平四三番地先ま で		B 一一・〇〇 五二・〇	二六・二〇六・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道郡山矢吹線	供 用 開 始 の 区 間 須賀川市保土原字寺作田八三番五 地先から 岩瀬郡天栄村大字高林字芋畑八二 番六地先まで	供 用 開 始 の 期 日 平成二十七年六月三〇日
------------------	---	------------------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日

県道下松本鏡石停車場 場線	岩瀬郡天栄村大字飯豊字姥子壇六 番一四地先から 須賀川市保土原字寺作田二〇八番 二地先まで	平成二十七年六月三〇日
------------------	--	-------------

(道路計画課)

福島県告示第四百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十七年六月三十日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
光明寺沢	伊達郡国見町大字光明寺字鹿野	土石流	次の図のとおり
駒場沢	同 郡同 町大字石母田字大沢	土石流	
山田沢一号	同 郡同 町大字石母田字山田	土石流	
山田沢二号	同 郡同 町大字石母田字大沢	土石流	
石母田沢	同 郡同 町大字石母田字山口	土石流	
高旗沢	郡山市逢瀬町多田野字源田	土石流	
休石2	同 市逢瀬町多田野字休石	土石流	
名乗川	石川郡石川町大字谷沢字中平	土石流	
明神沢	同 郡同 町大字谷沢字馬場ノ 内	土石流	

漆窪	池ノ原	原添	小栗山	上湯本	院内	経沢	鱒浜	中道地沢2号	大須田沢	小ヶ峯沢	寺沢	北原沢	広免沢	豊岡沢	不動前沢
同 市高郷町峯字漆窪	同 市高郷町池ノ原字池ノ原	喜多方市岩月町入田付字原添	同 同 大沼郡金山町大字小栗山字五十 同 同 郡同 町大字小栗山字四十	同 湯本 市東山町大字湯本字上	同 内 市東山町大字石山字院	会津若松市湊町大字平潟字経沢	郡山市湖南町舟津字鱒浜	同 市塩川町常世字中道地	同 市関柴町関柴字打入	同 市高郷町揚津字小ヶ峯	同 市山都町蓬萊字前田	同 市上三宮町吉川字見頃	同 市上三宮町吉川字北原	同 市慶徳町豊岡字豊岡	喜多方市慶徳町豊岡字不動前
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山根	上林	荻野	大谷	下川井	立岩	下三方	赤岩	滝下	峯利田
乙 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根	同 市山都町木幡字本村	同 市高郷町上郷字荻野	同 市高郷町上郷字的場	同 市高郷町川井字下川井	同 市高郷町磐見字立岩	同 市高郷町磐見字下三方	同 市高郷町揚津字赤岩	同 市高郷町揚津字澤田	同 市高郷町峯字利田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
(砂防課)

公 告

公告第百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年六月三十日

福島県中建設事務所長 鈴木良治

- 一 認定に係る対象区域
須賀川市森宿字ヒジリ田三十七番一の一部及び十五番三の一部
縦覧場所

郡山市清水台一丁目六番二十一号 福島県中建設事務所建築住宅部

福島県選挙管理委員会

(建築住宅部)

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、鏡石町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十七年六月三十日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

指定年月日	平成二十七年六月二日	指定施設の所在地	鏡石町旭町四四〇番地九	指定施設の名 称	旭町コミュニティニティセンター	指定施設の管理者	鏡石町長	聴衆席の面積	六三・七六平方メートル	聴衆席収容見込人員数	六〇人
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、須賀川市選挙管理委員会から報告があった。
平成二十七年六月三十日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

指定年月日	平成二十七年六月二日	指定施設の所在地	須賀川市並木町一三九番地一	指定施設の名 称	須賀川市中央体育館	指定施設の管理者	須賀川市教育長	聴衆席の面積	一、六二四・九六平方メートル	聴衆席収容見込人員数	二、九七〇人
-------	------------	----------	---------------	----------	-----------	----------	---------	--------	----------------	------------	--------

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、西会津町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十七年六月三十日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

指定年月日	平成二十七年六月二日	指定施設の所在地	西会津町奥川大字飯里字上ノ原三七番地一	指定施設の名 称	西会津町奥川みらい交流館第一研修室	指定施設の管理者	西会津町長	聴衆席の面積	五四・五〇平方メートル	聴衆席収容見込人員数	二五人
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、西会津町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十七年六月三十日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

取消年月日	平成二十七年六月二日	施設の所在地	西会津町奥川大字飯里字檀ノ前一五六三番地	施設の名 称	西会津町克雪センター	施設の管理者	西会津町長
-------	------------	--------	----------------------	--------	------------	--------	-------

○平成二十二年十一月二十六日付け定例第二千二百三十六号中

六〇〇	五九九	ページ
上	下	段
一一一	後ろか ら一四	行
四三・二	須賀川市保土原	正
二三・〇	須賀川市大字保土原	誤

正 誤